

No. 34 豊山町

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
生活福祉部 住民課		0568-28-0916	直 通	0568-28-2870
住 所	〒480-0292 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260		担当者氏名	大井 惇平
U R L	http://www.town.toyoyama.lg.jp/		E-mail	kankyo@town.toyoyama.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	75,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	90,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	110,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [令和7年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
	2						2

前年度実績基数 (0基)

(3) [補助対象地域]

公共下水道の事業計画認可区域を除く町内全域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの
- ②自ら居住するため延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建物に設置する10人槽以下の浄化槽

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②販売の目的で浄化槽付住宅を建築（増改築を含む）する者
- ③国及び他の地方公共団体から補助金の交付決定を受けて、浄化槽を設置する者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③生活排水に係る設備が全て明示された各階平面図及び排水経路図
- ④申請に係る敷地が明示された公図等の写し
- ⑤設置費用が証明できる書類（見積書）
- ⑥設置工事請負契約書の写し
- ⑦浄化槽機能保証制度における保証登録証
- ⑧浄化槽設備士免状の写し及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し（昭和62年度以前の資格取得者）
- ⑨登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑩その他町長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ③浄化槽法定検査依頼書（市町村提出用）及び契約書の写し
- ④浄化槽施工の写真及びチェックリスト
- ⑤設置費用が確認したことを証する書類（領収書の写し等）
- ⑥その他町長が必要と認めるもの

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください